

産業廃棄物処分業許可証

住 所 滋賀県湖南市三雲36番地2

氏 名 株式会社三峰環境サービス
代表取締役 三峰誠植



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年 月 日 令和 8 年 9 月 4 日

許可の有効年月日 令和 15 年 8 月 7 日



1. 事業の範囲

処分業（中間処理）

事業の区分：中間処理〔焼却〕
産業廃棄物の種類
紙くず／木くず

（以上 2項目）

事業の区分：中間処理〔破碎〕
産業廃棄物の種類

廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず
（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず

（以上 6項目）

事業の区分：中間処理〔溶融〕
産業廃棄物の種類
廃プラスチック類

（以上 1項目）

2. 事業の用に供するすべての施設

「別紙のとおり」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 13 年 8 月 8 日	新規許可
令和 3 年 8 月 8 日	更新許可
令和 4 年 5 月 9 日	圧縮施設の廃止
令和 8 年 8 月 8 日	更新許可（優良認定）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

焼却施設

設置場所 : 滋賀県湖南市三雲36番地2
設置年月日 : 平成8年9月1日
処理能力 : 紙くず1.92t/日(0.16t/時間)、木くず2.34t/日(0.195t/時間)

破碎施設

設置場所 : 滋賀県甲賀市甲南町市原163番地
設置年月日 : 平成21年7月20日
処理能力 : 廃プラスチック類3.60t/日、紙くず4.08t/日、木くず4.40t/日、繊維くず2.88t/日、金属くず5.38t/日、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず3.60t/日

熔融施設

設置場所 : 滋賀県甲賀市甲南町市原163番地
設置年月日 : 平成21年7月20日
処理能力 : 廃プラスチック類0.16t/日

熔融施設

設置場所 : 滋賀県甲賀市甲南町市原163番地
設置年月日 : 平成21年7月20日
処理能力 : 廃プラスチック類0.16t/日

